

第9章 用語説明

9-1 用語説明

主な用語について説明します。

用語	解説
アセットマネジメント	現在ある資産を適正に評価し、将来に渡って安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供していくためのマネジメントシステムのこと。
維持管理費	事業の管理運営に必要な経費のこと。職員の給与費や処理施設の電気代、動力費、委託費、修繕費などのこと。
一般会計繰入金	地方公営企業法第 17 条の 2 「経営負担の原則」に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。総務省より示される繰出基準によるもの（基準内繰出）と、それ以外のもの（基準外繰出）とに分類される。
営業収益	主たる営業活動から生じる収益。下水道使用料、他会計負担金等が計上される。
営業外収益	受取利息など、営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益等が計上される。
営業費用	主たる営業活動のために生じる費用。管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費、減価償却費等が計上される。
営業外費用	企業債の支払利息等、営業活動以外の活動によって生じる費用。支払利息、雑支出等が計上される。
汚水	それぞれの家庭で使った生活雑排水や水洗トイレからのし尿、事業所等から出される排水のこと。
汚水処理施設	家庭や事業所等から出る汚水を処理する施設の総称で、浄化センターや浄化槽を指す。
汚水処理人口普及率	総人口に対する処理区域内人口の割合のこと。
合併処理浄化槽	し尿と台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
管渠	主に道路内に敷設される下水道管のことを指す。污水管、雨水管等の種類がある。

用語	解説
かんろ 管路	汚水を集めて汚水処理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称。管渠やマンホール、家庭から汚水を管渠に流す取付管等により構成される。
きぎょうかいけい 企業会計	企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。本市では、水道事業、下水道事業、病院事業、老人保健施設事業が該当する。
きぎょうさい 企業債	地方公営企業の資産取得等の財源として長期に借り入れる地方債のこと。
きぎょうさいしゅうかんきん 企業債償還金	企業債に対する返済金のこと。元金の支払額を企業債償還金といい、資本的支出に計上する。利子の支払額は企業債利息といい、収益的支出に計上する。
きほんしゅうりょう 基本使用料	汚水排出量に関係なく必要となる経費に対する使用料。
げすいどうしゅうりょう 下水道使用料	下水道の維持管理費等の経費に充てるため、条例に基づき使用者から徴収する使用料。原則、水道使用量に応じて積算される。
けいえいしひょう 経営指標	経営分析を行うにあたり、具体的に事業の実態がどうなっているか把握するため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
けいえいせんりやく 経営戦略	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画。
けんせつかいりょうひ 建設改良費	主に下水道の施設整備や改築更新に使用される経費。
こういきか 広域化	事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化の多様な形態等、市町村の連携体制を構築すること。
こうきょうげすいどう 公共下水道	市街地の汚水を浄化センターで処理して河川に放出するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道。
しほんてきしゅうにゅう ししゅつ 資本的収入・支出	効果が次年度以降に及び将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入のこと。
しほんひ 資本費	減価償却費、企業債支払利息(一時借入金利息を除く)、企業債取扱諸費等の合計額。
しゅうえきてきしゅうにゅう ししゅつ 収益的収入・支出	その年度の営業活動に伴い収益とそれに対応する費用。損益計算は、これに基づいて行われる。
じゅうりょうしゅうりょう 従量使用料	汚水排出量に応じて必要となる経費に対する使用料。

用語	解説
しゅつしきん 出資金	地方公営企業法第 18 条に基づき、一般会計から公営企業の特設会計に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。
しよりにくいじんこう 処理区域内人口	供用が開始され公示が済んだ区域内の人口のこと。
すいせんかじんこう 水洗化人口	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置している（水洗化を完了している）人口のこと。
すいせんかりつ 水洗化率	処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。
ストックマネジメ ント	既存の構造物（ストック）を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
たいようねんすう 耐用年数	施設等が使用に耐えうる年数。管渠等はおおむね 50 年、機械・電気設備はおおむね 10～30 年とされている。
ちほうこうえいきぎょうほう 地方公営企業法	常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するため、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱い、その他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地上自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定める地方公営企業の根本法。
とくべつりえき そんしつ 特別利益・損失	事業の通常の経営に伴うものではなく、発生的事実が過年度に属する収入・支出や、災害損失等のため臨時の支出など、経常的な損益計算に算入されないもの。
とくていかんきょうほぜん 特定環境保全 こうきょうげすいどう 公共下水道	公共下水道の一種であり、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善や、湖沼等の自然環境の保全を目的とする下水道。
ふめいすい 不明水	汚水管に何らかの理由で流れ込んできた雨水や地下水等で、処理水量から有収水量を除いた水量のこと。
ほうかつてきみんかんいたく 包括的民間委託	民間事業者が一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について受託者の裁量に任せられる、性能発注の考え方に基づく委託方式。
ポンプ場 じょう	管渠が深い場合や地形的に自然流下が困難な場合等に、汚水を汲み上げるために設ける施設のこと。
マンホールポンプ	自然流下で流すことのできない汚水をくみ上げて処理場へ送るポンプ設備で、下水マンホールの中にポンプが埋設設置されているもの。
ゆうしゅうすいりょう 有収水量	下水道使用料によって収益がある汚水量のこと。